#### 第一 目的

に保 る創 学校就学前 この 意工夫を生かしつつ、 護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、 法 はは、 の子ども 我が国における急速な少子化 の教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにか 幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境 もって地域において子どもが んが の変化 み、 に伴 地 保育 域 に 並 お 小 び け

## 第二 認定こども園に関する認定手続等

健やかに育成される環境の整備に資することを目的とすること。

(第一条関係)

# 一 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定

1 事 適合している旨の都道府県知事 の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあっては、 幼稚園 又は保育所等 (以下「施設」という。) (保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府 の設置者は、 その設置する施設が次に掲げる要件に 都道府県の教育委員会。 以 下 県知

同じ。

の認定を受けることができること。

(第三条第一項関係

- 欠ける子どもに対する保育を行うこと。 教育を行うほ 当該: 施 記録が幼稚園である場合にあっては、 か、 当 該 教育 0 ため  $\mathcal{O}$ 時 間 0 終了後、 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく 当該幼稚園に在籍してい る子どものうち保育に
- (\_\_) 上 12 に欠ける子ども以外の 当該 の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 対する需要の 施 設が 保 状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。 育所等である場合にあ 満三歳以上の子ども っては、 (当該: 保育に欠ける子どもに対する保育を行うほ 施設が保育所である場合にあっては、 ) を保育し、 か つ、 保 育 満三歳以 か、  $\mathcal{O}$ 実施 保育
- (三) (四) 子育て支援事業を、 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌し 保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

て 都

道

府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼 に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができること。 稚園及び保育所等 幼 稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている場合における当該 ( 以 下 「幼保連携施設」という。) の設置者は、 その設置する幼保連携施設が (第三条第二項関 次

- ( 次のいずれかに該当する施設であること。
- (1) 当該 幼保連携施設を構 成する保育所等において、 満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十

保連: 携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行

い、

かつ、

当該保育を実施するに当たり当該

幼

(2)成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 当該 5幼保1 連 携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構

(\_\_) 子育て支援事業を、 保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(三) 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌し て都

道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

一認定の申請

1 又 は 2の認定を受けようとする者は、 施設の名称及び所在地、 施設において保育する保育に欠け

る子どもの数及び保育に欠ける子ども以外の子どもの数等を記載した申請書等を都道府県知事に提出

なければならないこと。(第四条関係)

#### 三 認定の有効期間

えな 都 道 い範 府 県 囲 内にお 知 事 は、 いてその有効期間を定めるものとし、 保育所に係る一1の認定をする場合において、 保育の実施に対する需要の状況に照ら 当該認定 の日から起算して五年 当 該 · を超

いて保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことに

新しなければならないこと。(第五条関係)

保育に欠ける子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、

認定

の有効期間

を更

より

保育所にお

#### 四 情報の提供等

1 れる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要等についてその周知を図るものとすること。 都道 府県知事は、 一1又は2の認定を受けた施設(以下「認定こども園」という。) にお (第六条 いて行わ

#### 第一項関係)

2 ある旨の表示をしなければならないこと。 認定こども園 の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、 (第六条第二項関係 当該施設が認定こども園で

#### 五 名称の使用制限

何 人も、 認定こども園でないものについて、 認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用

いてはならないこと。(第九条関係)

#### 六 認定の取消し

都道 府 県知 事 は、 認定こども園 が一1又は2の認定の要件を欠くに至ったと認めるとき等に該当する

ときは、その認定を取り消すことができること。(第十条関係)

## 七 関係機関の連携の確保

1 都道 府県知事 は、 一1又は2の認定又はその取消しを行おうとするときは、 あらかじめ、 当該認定

又はその取消しに係る施設に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関に協議

しなければならないこと。(第十一条第一項関係)

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、 認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう

相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないこと。(第十一条第二項関係)

## 第三 認定こども園に関する特例

#### 学校教育法の特例

認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法

 $\mathcal{O}$ 適用については、 園務等に子育て支援事業を含むものとすること。 (第十二条関係)

### 二 児童福祉法等の特例

1 ことその他のやむを得ない事由がある場合においては、 のすべて及び保育に欠ける子ども以外の子どもが入所する場合には適切な保育の実施が困難となる 第二の 1の認定を受けた市 町村が設置する保育所については、 当該保育所に入所する子どもを公正な方法で 入所を希望する保育に欠ける子ど

選考することができること。(第十三条第一項関係)

2 おりとすること。 第二の一1又は2の認定を受けた私立保育所に係る児童福祉法等の規定の適用については、 (第十三条第二項から第八項まで関係) 次のと

所はこれを市町村に送付しなければならないこと。この場合において、市町村は、 保育の実施を希望する保護者は、申込書を入所を希望する保育所に提出するものとし、 当該申込書に係 当該保育

る子どもが保育に欠ける子どもに該当すると認めるときは、 当該保育所にその旨を通知等すること。

- (\_\_) な保育 ては、 所する保育に欠ける子ども 保育所は、  $\mathcal{O}$ 保育に欠ける子ども及び保育に欠ける子ども以外の子どもすべて)が入所する場合には 実施 入所を希望する保育に欠ける子どもすべて(第二の一1の認定を受けた保育所にあっ が困難となることその他 (第二の一 1 の のやむを得ない 認定を受けた保育所にあっては、 事 油がある場合におい ては、 保育に欠ける子ども及 当該 以保育所, に入 適 切
- (三) び 保育に欠ける子ども以外の子ども) 保育所は、 正当な理由がない限り、 一の通知に係る子どもの入所を拒 を公正な方法で選考することができること。 んではならないこと。
- (四) 置者が定める額を、保育料として当該保育所に支払わなければならないこと。 るとともに当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該子どもの年齢等に応じて当該保育所の設 保育所における保育の実施に係る子どもの保護者は、 当該保育の実施に要する保育費用を勘案す
- (五) 5 れた保育料の額が四に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができること。 保育所は、四の保育料の額を定めたときは、市町村長に届け出るものとし、 市町村長は、 届け出
- (六) 保育所における保育の実施に要する保育費用から保育料に相当する額を控除した額を、 市町村の

支弁とすること。

(七) 保育所は、二により入所する児童を選考する場合には、 母子家庭等の福 祉が増進されるように特

別 の配慮をするとともに、 児童虐待の防止に寄与するため、 特別の支援を要する家庭の 福 祉 に 配 慮

しなければならないこと。

3 市 町村 は、 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が 同一 の学校法

人である場合においては、 当該保育所について、 その新設等に要する費用を補助することができるこ

と。(第十四条関係)

三 私立学校振興助成法の特例

認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人で私立学校振

興 (助成法の規定により補助金の交付を受けるものについては、五年以内に、 当該幼稚園が学校法人によ

って設置されることを要しないものとすること。 (第十五条関係)

第四 罰則

第二の五に違反した者は、三十万円以下の罰金に処するものとすること。 (第十六条関係

第五 附則

この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。 (附則第一項関係)

二 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者につい

ては、第二の五は、 この法律の施行後六月間は適用しないこと。 (附則第二項関係)

三 政府は、 この法律 の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行 の状況を勘案し、 必要があ

ると認めるときは、 この法律の規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(附則第三項関係)